



福島県報

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 六
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 七
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 七
- 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった件 七
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 七
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 七
- 保安林の指定施設要件を変更する件五件 五
- 保安林の指定施設要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 六
- 公 告
- 一般競争入札を行う件 五
- 随意契約の相手方を決定した件二件 七
- 福島海区漁業調整委員会
- すくい網漁業について指示する件 六
- こうなご電気棒受網漁業について指示する件 六
- 正 誤
- 平成二十三年二月十五日付け定例第二千二百五十八号中 六

告 示

福島県告示第百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アイランド薬局 弥次郎店	白河市豊地 弥次郎三 四一	アポロメデイカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚二丁目四 五八	平成三〇年 一月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
アイランド薬局 東作店	須賀川市東 作一四六一 一八	アポロメデイカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚二丁目四 五八	同 日	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
クオール薬局 須賀川店	須賀川市大 袋町一八 七一	クオール株 式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三一 城山トラス トワ一三七階	同 年 一二月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
クオール薬 局 須賀川 南店	須賀川市南 上町一一 五一	クオール株 式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三一 城山トラス トワ一三七階	同 日	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導

アイランド 薬局 石川 店	クオール薬 局 矢吹本 町店	クオール薬 局 文京店	クオール薬 局 鏡石北 店	クオール薬 局 かがみ いし店	クオール薬 局 てらま ち店
石川郡石川 町字下泉一 七二	西白河郡矢 吹町本町二 五一	西白河郡矢 吹町文京町 二二七―三 六	岩瀬郡鏡石 町鏡沼二二 四	岩瀬郡鏡石 町久来石南 四八六	須賀川市東 町一―六一
アポロメ ディカル ホールデイ	クオール株 式会社	クオール株 式会社	クオール株 式会社	クオール株 式会社	クオール株 式会社
東京都豊島区南 大塚二丁目四 五―八	東京都港区虎ノ 門四丁目三一― 城山トラス トワ―三七階	東京都港区虎ノ 門四丁目三一― 城山トラス トワ―三七階	東京都港区虎ノ 門四丁目三一― 城山トラス トワ―三七階	東京都港区虎ノ 門四丁目三一― 城山トラス トワ―三七階	東京都港区虎ノ 門四丁目三一― 城山トラス トワ―三七階
同 一二月一日	同 日	同 日	同 日	同 一〇月一日	同 日
居宅療養 管理指導 介護予	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導

福島県告示第百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
須賀川市社会福祉協議会訪問介護事業所	須賀川市八幡町一三五	須賀川市茶畑町七一	社会福祉法人 須賀川市社会福祉協議会	須賀川市八幡町一三五
東部居宅介護支援事業所	須賀川市小作田字仲田二三一―一	須賀川市和田字柏崎九―四三	社会福祉法人 須賀川市社会福祉協議会	須賀川市和田字柏崎九―四三
ゆう遊館ヘルパーステーション	須賀川市滑川字関ノ上二六―四	須賀川市滑川字関ノ上二六―四	社会福祉法人 愛親福祉会	須賀川市滑川字関ノ上二六―四
アイランド薬局 平田店	石川郡平田村大字上蓬田字大隅二八―五	東京都豊島区南大塚二丁目四五―八	アポロメディカルホールデイングス株式会社	同 日 居宅療養管理指導 介護予 防居室療養管理指 導
イングス株式会社	同	同	同	同 日 居宅療養管理指導 介護予 防居室療養管理指 導
防居室療養管理指導	同	同	同	同 日 居宅療養管理指導 介護予 防居室療養管理指 導

(社会福祉課)

〇六号室 社会 〇六号室 (社会福祉課)

福島県告示第百二二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。 平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	変更後	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
こもれびの里 今泉	こもれびの里	相馬郡新地町小川字川向九一	相馬郡新地町駒ヶ嶺字大作四八	株式会社 和心	相馬郡新地町駒ヶ嶺字大作四八

(社会福祉課)

福島県告示第百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。 平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
東部居宅介護支 援事業所	須賀川市和田字柏崎九一四三ルネス	社会福祉 法人 田字仲田二	須賀川市小作 須賀川市和田 字柏崎九一四

須賀川一〇六号室 つみね福三三一 社会 三ルネス須賀川一〇六号室 (社会福祉課)

福島県告示第百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。 平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
クオール 薬局須賀川店	須賀川市 大袋町一八七一二	クオール 株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三一 城山トラスト タワー三七階	同日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
クオール 薬局てら まち店	須賀川市 東町一六一一	クオール 株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三一 城山トラスト タワー三七階	同日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
クオール 薬局西若 松店	会津若松 市材木町 一〇一六	クオール 株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三一 城山トラスト タワー三七階	平成三〇年九月三〇日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導

クオール 薬局矢吹 本町店	クオール 薬局文京 店	クオール 薬局鏡石 北店	クオール 薬局かが みいし店	クオール 薬局喜多 方店	クオール 薬局須賀 川南店
西白河郡 矢吹町本 町二五一	西白河郡 矢吹町文 京町二二 七―三六	岩瀬郡鏡 石町鏡沼 二―四	岩瀬郡鏡 石町久来 石南四八 六	喜多方市 松山町村 松字北原 三六四 三一五	須賀川市 南上町一 一五―二
クオール 株式会社	クオール 株式会社	クオール 株式会社	クオール 株式会社	クオール 株式会社	クオール 株式会社
東京都港区虎ノ 門四丁目三一 城山トラス ト タワー三七階	東京都港区虎ノ 門四丁目三一 城山トラス ト タワー三七階	東京都港区虎ノ 門四丁目三一 城山トラス ト タワー三七階	東京都港区虎ノ 門四丁目三一 城山トラス ト タワー三七階	東京都港区虎ノ 門四丁目三一 城山トラス ト タワー三七階	東京都港区虎ノ 門四丁目三一 城山トラス ト タワー三七階
同 日	同 日	同 日	同 日	同 日	同 日
居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導

クオール 薬局新地 町店	相馬郡新 地町駒ヶ 嶺字原九 三一―	クオール 株式会社	東京都港区虎ノ 門四丁目三一 城山トラス ト タワー三七階	同 日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
					養管理指 導

(社会福祉課)

福島県告示第百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十一年二月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品白河西店 福島県白河市中山南五番三五ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称)カワチ薬品白河中山南店
(変更後) カワチ薬品白河西店
(変更した年月日)
平成三十一年一月二十五日
- 三 変更した年月日
平成三十一年一月二十八日
- 四 届出年月日
平成三十一年一月二十八日
- 五 届出をした者
株式会社カワチ薬品
大和情報サービス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町宮川字西山七七二の二、山都町蓬萊字槻ノ木平二八〇三の二、字小杉沢二八五二の四、字杵掛峠五三八四の一、字高土五四〇七の一〇五
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市河東町八田字大野原二七七
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市東山町大字湯本字向山三三八の一
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市湊町大字平瀧字砂浜一、七、河東町八田字大野原二七七、大沼郡会津美里町松坂字大滝山甲三一九の二
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
会津若松市湊町大字平瀧字砂浜一、七、河東町八田字大野原二七七
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに会津若松市役所及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡昭和村大字野尻字向ノ山五七六の一から五七六の一〇まで
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、昭和村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
古生タモヨ 株式会社福島農工銀行 目黒ミナ 古生一郎
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと

と。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

福島県告示第百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部章栄 長谷川寛太郎 渡部岩松
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成三十一年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

公
告

- 八巻敏男
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第九百十三号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- （森林保全課）

公告第32号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年2月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステ

- ム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年3月8日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部財務総室税務システム課
電話024-521-7731
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年3月8日（金）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成31年2月15日（金）から同年3月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年3月1日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 平成31年3月28日（木）午前10時
(2) 場所 自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年3月27日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成31年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8（平成31年10月1日以降に係る部分は100分の10）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100（同日以降に係る部分は110分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
(1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and Operation of Taxation System for Fukushima Prefectural Government 1set
(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 28 March 2019
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 27 March 2019

- (4) Contact point for the notice: Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7731
(税 務 シ ス テ ム 課)

公告第33号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年2月15日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 4,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年12月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
40,500円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第34号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年2月15日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 4,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年12月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
10,260円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十一年二月十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成三十一年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三月一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域
- (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十一年三月一日から平成三十二年二月二十九日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十一年二月十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、平成三十一年四月一日から同年三月十日までとする。

四 制限又は条件

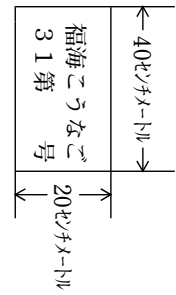
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- 夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十一年三月一日から平成三十二年二月二十九日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年二月十五日付け定例第二千二百五十八号中

五〇	下	三	郡山	谷沢
----	---	---	----	----